

不適合管理委員会報告情報
平成18年10月16日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備取水口監視用モニタにおいて、照明灯の球切れが認められたため、当該照明灯を交換	対象外	
2	1号機	計装用空気系空気圧縮機（B）において、アフタークーラ出口逆止弁の動作不良（スティック）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	燃料プール冷却水浄化系ろ過脱塩器（B）出口サンプリング系において、電導率計の接続部に水のにじみが認められたため、当該計器を点検・修理	D	
4	1号機	タービン建屋2階換気空調系冷水配管の一部において、結露水の滴下が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	1号機	原子炉建屋南側二重扉（原子炉建屋側）において、開動作不良（ロック解除不良）が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
6	2号機	炉心スプレイポンプ（B）において、油ポンプ（1B-C1B）にエアの混入が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
7	2号機	残留熱除去系熱交換器（B）において、基礎サポート部材に塗装の剥離が認められたため、当該部を補修塗装	D	
8	2号機	ジェットポンプ（NO. 6/NO. 7）用流量検出1次弁（2台）点検時、デスクナット部に割れが認められたため、当該部を交換	D	
9	2号機	主タービン電気油圧式制御装置制御盤点検時、アンプ基板の出力不良が認められたため、当該基板を修理	C	
10	2号機	タービン建屋1階パワーセンタ室において、ケーブルダクトを通じた雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	2号機	残留熱除去系熱交換器（B）において、基礎ボルトのナットに腐食が認められたため、当該ナットを交換	D	
12	2号機	第2給水加熱器（C）水室内部溶接部浸透探傷検査時、線状指示模様（19箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	2号機	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器Aドレン連絡逆止弁（V-12-65）点検時、弁体突出しロッドねじ部に亀裂（ボルト側）が認められたため、当該部を交換	D	
14	2号機	非常用ディーゼル発電機（2A）の自動起動信号の発生が認められたため、原因を調査	C	
15	3号機	残留熱除去系補給ライン圧力調整弁（PCV-10-266）において、動作不良（シートパス）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
16	3号機	廃棄物地下貯蔵設備換気空調系給気ファン（HVS3-7）において、ベルトにゆるみ（2本中1本）が認められたため、当該部を点検・調整	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	4号機	定期検査に関する工事報告書において、添付資料（計器校正データ1枚）に抜けが認められたため、当該データを修正及び関係者へ周知	D	
18	4号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器保持ポンプにおいて、メカニカルシール部にリーク（1滴/秒）が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
19	5号機	計器設定に関する確認において、可燃性ガス濃度制御系入口ガス温度検出器他8件の計器仕様表に誤記が認められたため、対応検討	C	
20	5号機	残留熱除去系流量検出器（FE-10-108A・B）において、検出器の差圧計算書と検出器プレートに刻印されている値に相違が認められたため、対応検討	C	
21	6号機	非常用スイッチギア室空調（A系）冷水ポンプ（P6-3A）において、入口Yストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
22	6号機	プロセスコンピュータのアラームタイプにおいて、「電動駆動原子炉給水ポンプ（A）のモータ軸受内面メタル温度熱電対断線」の警報が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	集中環境施設	高温焼却炉空調外気処理室内において、ルーバ及びサポート部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	集中環境施設	洗濯廃液系濃縮洗濯廃液タンク（A）において、液位測定用エアパーシ流量設定器に流量不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで